

内部通報及び公益通報の処理に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（以下、「法」という。）に基づく公益通報及び違法行為、不正行為、組合の諸規則に違反する行為、反社会的な行為、反倫理的行為、又はそれらと疑われる行為があった場合、組合が速やかにその事実を把握し、適正な是正処置を講ずることができるよう、役職員による内部通報及び公益通報がなされることを期待する見地からその仕組みを定め、通報者を保護するとともに、法令違反等の早期発見及び是正を図り、もって法令等を遵守した事業運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 公益通報とは、公益通報者保護法第2条に規定する公益通報をいう。

2 公益通報者とは、公益通報者保護法第2条に規定する公益通報者をいう。

（通報の対象）

第3条 内部通報及び公益通報の対象は、当組合の業務に関する法令違反行為又は法令違反となるおそれのある行為、違法行為、不正行為、規則・内規に違反する行為、反社会的な行為、反倫理的行為（以下「不正行為等」という。）、又はそれらと疑われる行為（以下、併せて「対象行為」という。）とする。

2 次の事項は、内部通報及び公益通報の対象に含まれない。ただし、対象行為に関する情報を含む場合はこの限りでない。

- （1）組合の基本方針、運営方針への批判
- （2）役職員への誹謗や中傷
- （3）個別の人事に関する不満や批判
- （4）虚偽の通報や不正な目的を持った通報

（通報の周知）

第4条 組合長は、役職員に対して、内部通報及び公益通報が法令等を遵守した事業運営に寄与するものであることを周知することにより、内部通報及び公益通報の適正な運用に努める。

（通報者の範囲）

第5条 次条の通報窓口を利用できる者は、当組合の役員、職員、嘱託職員、臨時職員、派遣労働者、退職後1年以内の退職者及び業務委託契約その他の契約に基づき当組合の業務に従事する者とする。

（通報の窓口）

第6条 対象行為の通報又は相談を受け付ける窓口は次のいずれかとする。なお、各窓口の連絡先その他詳細は別に定める。

- （1）組合窓口：監査室、監事
- （2）組合外窓口：和田・小田法律事務所

（通報の方法）

第7条 内部通報及び公益通報の方法は、電話、メール、FAX、書面及び面談とする。（別紙のとおり通報の書式を定めるが、任意の書式を用いてもよい。）

2 内部通報及び公益通報は、十分な調査や適切な対応をするために、氏名、連絡先等を明らかにして行うことを原則とする。匿名での通報も受け付けるものとするが、この場合には十分な調査や通報者の保護、適切な対応が実施できないことがある。なお、組合は、公益通報者保護法その他関係法令に

基づき、通報者に関する秘密を適切に保護するものとする。

- 3 組合外窓口への通報についても匿名による通報を妨げない。ただし、通報者は、組合外窓口から組合窓口への報告に際し、氏名、連絡先等の秘匿を求めることができる。

(禁止行為)

第8条 通報者は、故意に虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。組合は、そのような通報を行ったものに対し、職員就業規則等に従って処分等を課することができる。

(通報者への通知)

第9条 内部通報又は公益通報を受理した場合は、速やかに通報者に対し通報を受理した旨を通知するとともに、通報内容及び通報の趣旨を確認するなど必要な対応を行うものとする。

- 2 組合は、調査を実施するか否かを決定したときは、その旨を速やかに通報者に通知するものとする。

(組合外窓口から組合窓口への報告)

第10条 組合外窓口が通報を受理した場合は、速やかに組合窓口（監査室）に通報の概要を報告する。ただし、被通報者が監査室職員の場合は、組合窓口（監事）に報告するものとする。

- 2 通報者が組合への氏名、連絡先等の秘匿を求めている場合は、組合窓口には通報者の氏名、連絡先等は知らせないものとする。

(通報内容の調査)

第11条 組合窓口は、通報を受理したとき及び組合外窓口から通報の概要の報告を受けたときは、速やかに通報内容に関する調査を行う。

- 2 組合窓口は、調査に当たり関連する部署の長、その他関係者及び弁護士等の外部専門家に対し調査への協力を求めることができる。
- 3 通報内容が重大、又は重大な事態に発展する可能性があると認めたときは、組合窓口は速やかに組合長及び代表監事に報告する。ただし、被通報者が組合長である場合は代表監事に報告するものとする。
- 4 組合長又は代表監事は、通報内容が重大であり適切な調査を行うために必要と認める場合には、組合窓口を中心にした調査委員会を設置し調査に当たらせるものとする。
- 5 調査に当たっては、関係者に通報者が特定されないよう、またそのプライバシーが侵害されないよう十分な配慮をするものとする。
- 6 調査に従事する者は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲でのみ取り扱うものとする。

(協力義務)

第12条 全ての役職員は、調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならず、調査を妨害してはならない。

(調査後の措置)

第13条 調査が終了したときは、組合窓口は、組合長（被通報者が組合長である場合は代表監事）及び関係部署に対しその経過と結果を報告する。また、必要により理事会に報告する。ただし、通報者の氏名等、通報者が特定できる情報は通報者の同意がない限り開示しない。

- 2 調査結果及び是正措置の概要は、通報者に対し速やかに通知するものとする。ただし、個人情報、営業秘密その他開示することが適当でない情報は除く。

(是正措置)

第 14 条 調査の結果、不正行為等があったと認められる場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じて関係者の処分及び外部への公表を行う。組合長（被通報者が組合長である場合は代表監事）は、是正措置及び再発防止策の実施状況を確認し、その実効性を検証するものとする。

（処分等）

第 15 条 組合は、調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、当該行為等に関与した役職員に対して、職員就業規則等に従って、適切な処分等を課することができる。ただし、組合は、役職員が自らの対象行為を通報してきたときは、処分等にあたってその減免を行うことができるものとする。

（利益相反関係の排除）

第 16 条 事実調査等の通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案、被通報者との職務上又は私的な関係その他公正な調査を妨げる利害関係を有する事案の処理に関与してはならない。

2 前項に該当する者は、自らその旨を申し出なければならない。

3 被通報者が監事、組合窓口担当者その他通報処理に従事する者である場合は、当該者を当該通報事案の処理から除外し、組合長（被通報者が組合長である場合その他組合長が対応することが適当でない場合は代表監事）が代替担当者を指名する。

4 被通報者が組合長である場合は、この規則において組合長が行うこととされている通報の受理、調査、報告、是正措置その他の対応は、代表監事が行うものとする。

5 被通報者が代表監事である場合その他代表監事が対応することが適当でない場合は、監事の協議により別に定める者がこれを行う。

（公益通報対応業務従事者）

第 17 条 組合長は、監査室職員、監事又はその他必要な者を公益通報対応業務従事者として書面により指定する。ただし、被通報者が組合長である場合は、代表監事がこれを行う。

2 公益通報対応業務従事者は、通報者を特定させる事項その他公益通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 公益通報対応業務従事者は、その職を離れた後も前項の義務を負う。

（通報者等の保護）

第 18 条 組合は、通報者又は調査協力者に対し、通報又は調査協力を理由として、解雇、懲戒、降格、減給、不利益な配置転換、人事評価上の不利益、嫌がらせその他一切の不利益な取扱いを行ってはならない。

2 組合は、前項に違反して、不利益な取扱いを行った者には、職員就業規則等に従って処分等を行うものとする。

3 不利益な取扱いが行われた場合には、組合は速やかにその是正措置を講じるものとする。

（守秘義務）

第 19 条 公益通報対応業務従事者その他通報対応に従事する者は、通報者を特定させる事項を調査及び是正措置に必要な範囲を超えて共有してはならない。

2 通報に関する情報を知った者は、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

（通報妨害及び通報者の探索の禁止）

第 20 条 役職員等は、通報妨害行為を行ってはならない。ただし、特段の根拠もないのに単なる思い込みで報道機関や取引先等に通報行為をしないよう文書又は口頭で求めること等の法第 11 条の 2 第 1 項の規定による正当な理由がある場合においては、この限りではない。

2 役職員等は、通報者探索を行ってはならない。ただし、匿名の通報について、通報者が具体的にど

のような局面で不正を認識したのか等を特定した上でなければ、必要な調査や是正ができない場合に、内部通報及び公益通報に対応する際、法第 12 条の規定により守秘義務を負う従事者が通報者の特定につながる事項を問うこと等の法第 11 条の 3 の規定による正当な理由がある場合においては、この限りではない。

3 前 2 項の規定は内部通報及び公益通報以外の通報又は相談についても同様とする。

4 組合は、前項に違反した者に対し、職員就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

(記録の保存)

第 21 条 組合は、内部通報及び公益通報の受付、通報者への通知、調査及び是正措置その他通報対応に関する記録を適切に作成し、当該通報事案の終結の日から 5 年間保存するものとする。ただし、法令によりより長い保存期間が定められている場合又は組合が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の記録には、通報者を特定させる事項が含まれる場合には、その秘密の保持に十分配慮し、通報対応に必要な者以外の者が閲覧できないよう適切に管理するものとする。

(改正手続)

第 22 条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則の改正は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。